

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

滋賀厚生年金 事案 377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月16日から同年4月1日まで

昭和54年4月1日から55年3月末日までA社に勤務していた。有給休暇を利用し、3月末付けで退職したが、厚生年金保険の加入期間は11か月となっている。保険料は昭和54年4月から55年3月までの12か月分控除されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び事業所の回答により、申立人は、A社に申立期間継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って昭和55年3月16日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年9月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。
昭和46年3月にA市B町へ引っ越して間もなく、町内の婦人会の人から国民年金への加入を勧められ、加入した記憶があるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和48年10月27日に発行された国民年金手帳によると、申立人は同年10月22日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となり、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続、保険料納付に関する記憶が不明確であり、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から同年10月まで

私は、会社を退職し、A市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、自治会納付組織の集金で申立期間の国民年金保険料を納めてきた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年4月末に会社を退職後すぐにA市役所で国民年金の加入手続きをしたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年1月27日に払い出され、妻が厚生年金保険被保険者資格を喪失し強制加入対象となった57年11月11日にさかのぼって資格取得していることが確認できる。また、同市が保管している国民年金被保険者台帳(保存カード)の資格取得日及び申立人が所持している国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」も57年11月11日と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料として当時の家計簿を提出しているが、国民年金保険料の支出をうかがわせるまでの記載は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から42年2月まで

兄は、学生時代、A市に居住していたが、住民票を実家のB町から移さず、国民年金については両親が加入手続をし、保険料を納付していた。申立期間について、私も全く兄と同様であったにもかかわらず、国民年金に加入していない期間とされている。両親が兄弟を分け隔てするはずは無く、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の加入状況から、平成5年11月ごろと考えられ、資格取得日は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年11月16日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間について、両親が国民年金に加入手続をし、保険料を納付していたと主張するが、両親は既に死亡しており、申立人自身は、国民年金の加入手続、保険料の納付等に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年12月から59年2月まで
申立期間当時は、大学生であり、自分自身が国民年金保険料を納付していたわけではないが、父親から、私の保険料を納付したと聞いていた。母親も父親が私の国民年金保険料を納付したことを覚えている。年金手帳は無いが、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号の導入以前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、A市役所C支所に照会しても、国民年金加入者について作成されていた国民年金被保険者名簿（昭和10年以降生まれの者の分を保存）が申立人については見当たらないとのことであり、住民基本台帳の申立人の住民票を確認しても、国民年金の資格記録欄が空欄となっている。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及びその母親は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 23 日から 37 年 10 月 7 日まで
申立期間については、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 10 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 12 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、12 名全員について脱退手当金の支給が確認でき、そのうち 11 名が資格喪失日の 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 38 年 3 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月10日から27年8月1日まで
社会保険庁から送られてきた「ねんきん特別便」を確認したところ、C社の厚生年金記録が昭和27年8月1日からとされているが、24年9月10日に入社し、その日から厚生年金保険に加入していたはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の在籍証明書及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人は申立期間についてもC社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当時の同僚は、「私は事務職で最初から厚生年金保険に加入していた。しかし、当時の現場の技術者は、既に技術を習得した上で入社したA級工士とそれ以外のB級工士があり、A級工士は入社当初から厚生年金保険に加入していたが、B級工士は技術を習得した時点で厚生年金保険に加入していた。労働組合がそのような制度に反対していたことから昭和30年代に入社と同時に社会保険制度にも加入するようになった。」と証言している。

また、別の同僚は、「私はB級工士で入社し、1年11か月後に厚生年金保険に加入しているが、当時、申立人もB級工士であったことを記憶している。」と証言している。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、他にも雇用保険被保険者資格取得日から1年以上経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚も確認できることから、申立人についても、入社後一定の期間が経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得させたものと考えられる。

加えて、C社に、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況を照会したものの、これらの事実を確認できる関連資

料や証言を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間については、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 380

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 25 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 32 年 3 月に中学校を卒業し、A 県の B 社に入社した。その後、知人から転職の誘いがあり、昭和 33 年 10 月末日に同社を退職し、同年 11 月 5 日に C 社に入社した。

ところが、社会保険庁の記録では、B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 33 年 3 月 25 日となっている。同年 10 月末日まで間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料を廃棄しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかったが、同社では、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しを保管しており、これを見ると、資格喪失年月日は昭和 33 年 3 月 25 日と記載され、「備考」欄に「退社」との記載がある。この資格喪失年月日は社会保険庁の記録と一致していることから、社会保険事務所は、同届に基づき、申立人の被保険者資格の喪失の事務処理を行ったものと考えられる。

また、申立人に転職を勧めたとされる知人及び複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間に勤務していたとの証言を得ることはできず、「B 社は勤務している社員の被保険者資格を喪失させるような会社ではなかった。」との複数の証言が得られた。

なお、社会保険事務所が保管する B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の

整理番号に欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。